

(広報資料)

令和3年3月16日  
京都市都市計画局  
〔担当 都市企画部都市計画課〕  
〔電話 222-3505〕

## 第73回京都市都市計画審議会の開催について

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

この度、第73回京都市都市計画審議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 日 時

令和3年3月29日(月) 午後2時～

#### 2 開催場所

京都経済センター 6階会議室  
(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)

#### 3 付議案件(予定)

- (1) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)高度地区の変更について  
(京都市決定)
- (2) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)景観地区の変更について  
(京都市決定)
- (3) 京都市景観計画の変更について(意見聴取)

#### 4 会議の傍聴

- (1) 傍聴定員  
10人 ※ 記者席は別途設けます。
- (2) 傍聴手続  
傍聴の受付は、当日の午後1時30分から午後1時45分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) その他  
京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項に基づき、審議会が公開すべきでない  
と認める場合は、当日非公開となる場合があります。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用するなど咳エチケット等を心がけていただくとともに、当日の体調に御配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は傍聴を御遠慮いただきますようお願いいたします。

## 5 会場周辺図



- ・ 京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」北改札出てすぐ
- ・ 阪急電車京都線「烏丸駅」26番出口直結
- ・ 京都市営バス「四条烏丸」徒歩すぐ

※ 公共交通機関を御利用のうえ、お越してください。

(参考：付議案件について)

### 1 高度地区の変更について

京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、京都を小さなまちの集合体として捉え、地域ごとのビジョンに応じたまちづくりを推進することを目的に高度地区を変更するものです。

### 2 景観地区の変更について

デザインの創造性を発揮できる仕組みを整備し、優れたデザインの建築物を誘導することを目的に景観地区を変更するものです。

### 3 景観計画の変更について

京都市景観計画の変更を行うに当たり、景観法第9条第8項の規定において準用する同条第2項の規定に基づき、本審議会へ意見聴取を行うものです。